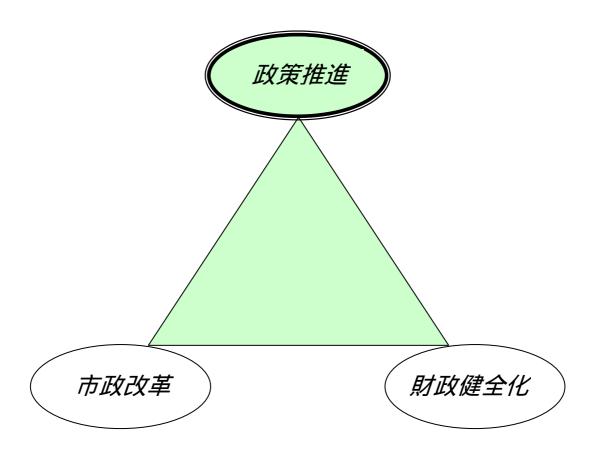
京都市基本計画第2次推進プラン

~新しい時代は京都から~



平成16年7月

◎ 京 都 市

はじめに

京都市では、徹底した市民参加のもと、多くの市民や有識者の英知を結集して平成11年12月に21世紀のまちづくりの方針を示す「京都市基本構想」を、また、平成13年1月には、その具体化のため「京都市基本計画」を策定しました。そして、安らぎのあるくらしと華やぎのあるまちを信頼で築くことを目的とする京都市基本計画を着実に実現するため、計画期間の前半5年間に実施する主要な政策203項目を「安らぎ 華やぎ 京都21推進プラン」としてまとめ、積極的な推進に努めて参りました。

この間,財政運営は困難を極めましたが,聖域なき市政改革を実行し,市民生活を守り京都の将来の発展のために欠かすことのできない政策一つ一つの着実な推進に全力投球を行い,市民の皆様とともに福祉,教育,環境をはじめとして大きな成果をあげることができました。昨年設置いたしました市民委員にもご参加いただいた京都市基本計画点検委員会からも,計画の進捗は順調であるとの評価をいただいております。

今日,市政をとりまく社会状況は,景気回復の兆しなど一縷の希望の光が見える部分もありますが,財政の見通しは依然として厳しく,一段と加速する少子化の進行や長寿化への対応,環境問題の深刻化など多くの課題を克服していかなければなりません。

私は,今年2月の市長選挙に際して,市民の皆さんとの市政契約である「ますもとマニフェスト」をお示ししました。激動と不安の時代の下で,市民生活の安心・安全をしっかりと確保しつつ,世界に誇る「光り輝く京都」を実現し,新しい地域主権の時代を京都から切り拓こうと強く決意をいたしております。

この「京都市基本計画第2次推進プラン」は,市民参加で策定した京都市基本計画の計画期間を2年前倒しして実現することを目指すとともに,少子長寿化への対応をはじめ,ますもとマニフェストでお約束しました政策をすべて盛り込んで策定いたしました。策定にあたっては,中期的な財政見通しを十分に踏まえ市政改革の一層の推進に留意するなど,都市経営の視点からしっかりとした政策の検討を行いました。

今後,新京都市都市経営戦略に基づき「市政改革実行プラン」,「財政健全化プラン」と一体的に,この第2次推進プランの実現に全力を挙げて取り組み,誰もが「京都に住んでいて良かった」「日本に京都があって良かった」と実感していただける,誇りと喜びを感じることのできるまち・京都を創生して参ります。

京都市長 桝本 賴兼

京都市の総合計画の体系

都市理念(都市の理想像) 世界文化自由都市宣言 市会の賛同を得て1978(昭和53)年10月15日宣言 市政の基本方針 京都市基本構想 < 2001 ~ 2025年 > 地方自治法第2条に基づき市会の議決を得て1999(平成11)年12月17日策定 京都市基本計画 各区基本計画 < 2001 ~ 2010年 > < 2001 ~ 2010年 > 2001 (平成13)年1月10日策定 2001(平成13)年1月10日策定 基本計画の実施計画 各区における計画の進行管理と各 京都市基本計画第2次推進プラン 局区における計画の実現に向けた 取組の推進 < 2004 ~ 2008 年 > 2004(平成 16)年7月 16 日策定

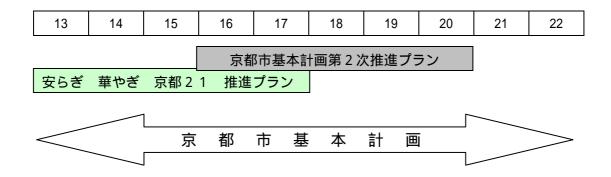
1 策定の趣旨

京都市では、「京都市基本計画」(平成13年から平成22年)の推進に当たって、その前半5年間に重点的に取り組む203項目の施策・事業を掲げた「安らぎ 華やぎ 京都21推進プラン」(以下「第1次推進プラン」という。)を策定し、その推進を図ってきました。

このたび,第1次推進プランが策定後3年を経過し相当の進捗が図れたこと, 平成16年2月の京都市基本計画点検結果報告書における今後の推進に向け ての意見を速やかに政策に反映する必要があること,そして社会経済をはじ め諸情勢の変化に伴う新たな政策課題に対応する必要があることなどから, 新しい「京都市基本計画第2次推進プラン」(以下「第2次推進プラン」とい う。)を策定し,更なる政策の推進を図ります。

2 第2次推進プランの位置付けと計画期間

京都市基本計画の計画期間(平成13年から平成22年)の平成16年度から20年度までの5年間に実施する具体的な施策・事業を掲げた実施計画として策定します。



3 計画の特徴

(1)京都市基本計画の2年前倒しの実現を目指す

第2次推進プランは,京都市基本計画期間10年間の4年目から8年目までの実施計画ですが,京都市基本計画に掲げた全ての政策を推進する施策・事業を積極的に盛り込み,京都市基本計画に盛り込んだ具体的政策の2年前倒しでの実現を目指します。

(2)京都市基本計画点検委員会の点検結果を反映

京都市基本計画の推進状況を点検するため平成15年度に京都市基本計画点検委員会を設置しました。その報告書では、計画がほぼ順調に推進しているとの評価と今後の推進に向けての9項目の意見がまとめられました。 第2次推進プランでは、この点検結果を反映して策定しました。

京都市基本計画点検委員会報告書の骨子

- 1 点検対象期間基本計画策定時(平成13年1月)から15年8月まで
- 2 評価

3年連続で予算が縮小を続ける厳しい状況にあったが、「安らぎ華やぎ 京都21推進プラン」を中心に、ほぼ計画どおりに進捗している

- 3 今後の推進に向けての意見
 - <今後取り組むべき全般的課題> より成熟した市民参加をめざして 総合行政で地方の時代を牽引する政策自治体に 大胆な発想で持続可能な財政の確立を
 - < 安らぎのあるくらしの実現に向けて > 安心安全は地域コミュニティが基盤 市の政策,市民生活,企業活動の全てに環境の視点を引き続き時代の変化に対応する福祉施策を
 - < 華やぎのあるまちの実現に向けて > 総力を挙げて「日本の顔・京都観光」を 創業しやすい環境整備で新規産業の創出を 京都の資産である大学との連携強化を

*点検委員会の概要

京都市基本計画に掲げた政策の進ちょく状況を点検するため,平成15年7月に設置。元京都市基本構想等審議会委員14名と市民公募委員4名の18名で構成。委員長は西島安則元京都市基本構想等審議会会長。7回にわたって審議を重ね,平成16年2月に点検結果報告書を提出。

(3)第1次推進プランの総括と必要な継続取組の推進

第1次推進プランの3年間の進捗状況は,203項目のうち200項目が完了または推進中で,ほぼ計画どおりに推進してきました。京都市基本計画点検委員会からの,市民参加と行政の仕事のスリム化の観点,総合行政の推進,行政コストに関する視点などの意見を踏まえ,この3年間の成果を総括し,京都市基本計画の実現のために継続して必要な施策・事業を的確に盛り込みました。

第1次推進プランの進捗状況

政策項目数 203項目

進捗状況

完 了 42項目

年次計画書に掲げた目的・概要等を達成したと認められるもの

推進中 158項目

年次計画書に掲げた目的・概要等の達成に向け,事業推進中のもの

未着手 3項目

財政規模

当初見込額(13年度~17年度) 5,800億円 予 算 額(13年度~16年度) 4,045億円

(4)京都市基本計画の実現と新たな課題に対応する新規政策の展開

京都市基本計画の実現のために必要な新たな施策・事業を盛り込むとともに、一段と加速する少子長寿化への対応をはじめ、食の安全、子どもの安全、危機管理などといった今日的な課題に対応する政策を掲げました。また、京都市基本計画点検委員会からの環境、福祉、観光・産業などの政策を充実する視点を踏まえ、市民生活の安心・安全をしっかりと確保しつつ、世界に誇る将来の京都のまちづくりを推進する新規政策を積極的に展開することとしました。

(5)政策推進,市政改革,財政健全化の一体的・戦略的推進

新京都市都市経営戦略に基づき,「市政改革実行プラン」「財政健全化プラン」と一体的に策定作業を進めました。その結果,今後5年間における財政見通しが,財政健全化のための取組や市政改革の更なる推進を図っても,なお極めて厳しいことから,政策の選択と集中を徹底することとし,政策項目の絞込みと経費の精査,圧縮に努めました。

(6)年次計画,経費推計,数値目標等の明確化

広く市民の理解を得ながら、計画的な政策の推進と実施内容の評価が行えるように、政策項目ごとに年次計画、経費推計、目標年次、数値目標等を可能な限り明確にしました。

4 政策項目数と経費推計

(1)政策項目数

171項目 うち,新規事業 65項目

(2)経費推計の総額

約4,800億円

5 計画の推進

第2次推進プランは、「市政改革実行プラン」、「財政健全化プラン」と一体的に、京都市都市経営戦略会議において進行管理を行い、各局・区のマネジメント機能をより一層強化して全市的に推進します。また、市民に対して計画内容と実施状況の定期的な公表を分かりやすく行います。

政 策 項 目

目 次

第1章	安らぎのあるくらし
第1節	すべてのひとがいきいきとくらせるまち・・・・・・フ
第2節	ひとりひとりが支え,支えられるまち・・・・・・1(
第3節	だれもが安心してくらせるまち・・・・・・・12
第2章	華やぎのあるまち
第1節	魅力あふれるまち・・・・・・・・・・・16
第2節	活力あふれるまち・・・・・・・・・・・19
第3節	市民のくらしとまちを支える基盤づくり・・・・・・2 2
第3章	市民との厚い信頼関係の構築をめざして
第1節	情報を市民と共有する・・・・・・・・・25
第2節	市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する・・・・25
第3節	市民とともに政策を実施する・・・・・・・・26
第4節	市民とともに政策を評価して市政運営に生かす・・・・27
第5節	個性を生かした魅力ある地域づくりを進める・・・・27

年次計画書・・・別冊

新規項目を新規として,参考に記載している。

- 第1章 安らぎのあるくらし
- 第1節 すべてのひとがいきいきとくらせるまち
- 1 ひとりひとりが個人として厚く尊重される

基本的方向

日々のくらしのなかに人権を大切にし,尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより,子どもも高齢者も,女性も男性も,障害のあるひともないひとも,また国籍や民族,生まれや生い立ちに関係なく,すべてのひとがいきいきとくらせるまちをめざします。

- 1 人権文化の構築に向けた取組の推進
- 2 世界人権問題研究センターの整備計画の策定・推進
- 3 男女共同参画の推進
 - ・市の審議会等への女性委員の登用促進
 - ・女性への暴力専門相談の充実と民間シェルターへの支援
- 4 子どもの虐待根絶に向けた取組と権利擁護の推進(40再掲)
- 5 高齢者の自立を支援するための小規模多機能施設の検討 新規
- 6 認知症高齢者や知的障害・精神障害のあるひとに対する権利擁護の推進(31再掲)
- 7 精神に障害のあるひとの社会復帰や自立を促進・支援するための施設の整備
- 8 外国籍市民等が安心して医療を受けるための通訳派遣(117 再掲)
- 9 ホームレス自立支援等の推進 新規

2 すべてのひとがいきいきと活動する

基本的方向

子どもから高齢者まですべての市民がいきいきとくらせるまち、とくに高齢者や障害のあるひとが、住み慣れた地域社会のなかで、積極的に社会参加ができる場所や機会に恵まれ、多くのひとたちとふれあいながら社会の一員としての生きがいをもって活躍できるまちの実現をめざします。

- 10 ユニバーサルデザイン推進条例(仮称)の制定 新規
- 11 公共建築物のバリアフリー化の推進(94再掲)
- 12 京町家再生賃貸住宅制度の創設・運用(90・144再掲) 新規
- 13 市営住宅の建替え等改善事業の推進
 - ・公営住宅ストック総合活用計画に基づく公営住宅の再整備
 - ・改良住宅等改善事業の推進
- 14 住環境整備事業の推進
 - ・住宅地区改良事業の推進
 - ・住宅市街地総合整備事業の推進
- 15 高齢者や障害のあるひとの能力向上や働く場の確保
 - ・シルバー人材センターへの支援
 - ・授産施設・福祉工場等の整備
- 16 精神に障害のあるひとと地域住民が交流,参加できる「こころのふれあい交流サロン」の充実

3 子どもたちが心豊かで社会性を身につけみずからの生き方を学ぶ

基本的方向

子どもたちにとって,「家庭」が最も安心できる場所となり,温かく,また時には厳しく見守る「地域」の存在が必要である一方,集団のなかで子どもたちの可能性を開花させるなど「学校」の果たす役割もまた大きいものがあります。

家庭・地域・学校がそれぞれの役割に応じた教育責任を果たすとともに,三者が一体となった取組を進めるなかで,生命や人権,社会的規範等を尊重する豊かな心と社会性を身につけ,みずから考え,行動できる「生きる力」を備えた子どもたちを質みます。

- 17 30 人学級の導入・習熟度別授業など少人数教育の推進 新規
- 18 教育環境の整備の促進 新規
 - ・小・中学校の全普通教室冷房化の推進
 - ・学校施設の耐震診断・耐震補強の推進
 - ・NPOとの連携による小学校の校庭の芝生化の推進
 - ・全市立学校普通教室等へのパソコンの配備と校内 L A Nシステムの整備
- 19 心の教育の推進 新規
 - ・道徳教育・体験活動の充実
 - ・専門的な資格をもったスクールカウンセラー制度の充実
 - ・不登校生徒のための中学校創設
- 20 健康でたくましい子どもの育成 新規
 - ・子ども専用体育館の建設
 - ・エイズ教育,薬物乱用防止対策の推進
 - ・休日地域児童スポーツクラブの創設
- 2 1 新学力向上アクションプランに基づく確かな学力と豊かな創造性をもつ子どもの育成 新規
- 22 PFI方式による京都御池中学校複合施設の整備
- 23 障害のある子どもへの教育の推進 新規
- 24 完全学校週5日制に対応した「みやこ子ども土曜塾」の創設 新規
- 25 開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の推進
- 26 教員の資質向上のための教員評価システムの構築 新規
- 27 市立高校改革の推進 新規
 - ・銅駝美術工芸高校新学科の開設
 - ・音楽高校の移転・開校

第2節 ひとりひとりが支え,支えられるまち

1 すべてのひとが相互に支え合い安心してくらす

基本的方向

だれもが住み慣れた地域社会のなかで、そのひとらしい幸せな日常生活が健やかに送れるよう、保健・医療・福祉などくらしの基盤となるサービスや支援ネットワークが充実しているまちの実現をめざします。

- 28 京(みやこ)・地域福祉推進プランの推進(86 再掲) 新規
- 29 介護基盤の充実と施設の生活環境の向上等
 - ・介護保険給付対象サービスの基盤整備
 - ・特別養護老人ホームをはじめとする施設の生活環境の向上
- 30 複合的福祉施設「北山ふれあいセンター(仮称)」の整備 新規
- 3 1 認知症高齢者や知的障害・精神障害のあるひとに対する権利擁護の推進 (6 再掲)
- 32 精神に障害があるひとの自立支援 新規

2 子どもを安心して産み育てる

基本的方向

全国的に少子化が進むなか,子どもたちにとって最も大切な役割を担う家庭を基本として,それを補完するかたちで,社会全体で子育てを支援し,子どもを安心して産み育てられるしくみづくり,子どもたちがのびのびと健やかに成長できるしくみづくりを進めます。

このことにより,親が子育てを楽しいと感じ,子どもたちがいきいきと活動できる場や機会に恵まれ,親と子の笑顔あふれる,子育てのしやすいまちをめざします。

- 33 「新京(みやこ)・子どもいきいきプラン」の策定 新規
- 3 4 乳幼児医療費助成制度の拡充の検討
- 35 小児救急医療体制の整備・推進
- 36 不妊治療費助成制度の拡充
- 37 子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの充実
- 38 保育所入所待機児童の解消
- 39 学童保育待機児童の解消
- 40 子どもの虐待根絶に向けた取組と権利擁護の推進(4再掲)
- 4 1 私立幼稚園の保護者等の負担軽減
- 42 自閉症・発達障害支援センターの設置 新規
- 43 子育て支援機能の充実及び幼・保・小連携の推進
- 44 地域での子育て支援ネットワークの充実
- 45 ひとり親家庭の自立促進 新規

3 心身ともに健やかにくらす

基本的方向

すべての市民が,その生涯を通して心身ともに健やかにくらせるよう,市民ひとりひとりの心身の健康づくりへの意識を高めるとともに,総合的な保健予防対策や衛生的な生活環境づくりによって健康に生活できる環境を整備し,適切な保健・医療サービスが受けられるまちの実現をめざします。

また,生涯を通して,だれでも,いつでも,どこでもスポーツに親しむことができる 豊かなくらしの実現に向け,市民やスポーツ振興団体等との連携の下,スポーツに親し む機会と場の提供に努めます。

- 46 食の安全・安心対策の推進 新規
- 47 京都市立病院の機能を高める再整備 新規
- 48 京都市立看護短期大学のあり方のとりまとめ
- 49 マンモグラフィによる乳がん検診の実施
- 50 スポーツ・レクリェーション施設の整備 新規
 - ・全天候型多目的運動施設の基本構想の策定
 - ・サッカースタジアム整備構想の策定
 - ・地域体育館の計画的整備
 - ・伏見桃山城運動公園(仮称)の整備
 - ・中学校グラウンドの夜間照明設備の整備
- 5 1 京都市民健康づくりプランの推進
- 52 命の大切さと生きる勇気,力の回復に向けた支援の充実(自殺予防対策) 新規
- 53 難病患者等支援対策の推進
- 5 4 動物愛護対策等の推進

第3節 だれもが安心してくらせるまち

1 環境への負担の少ない持続可能なまちをつくる

基本的方向

「地球温暖化防止京都会議(COP3)」の開催都市として,市民,事業者,行政の連携の下,経済的手法の検討も含め,二酸化炭素(CO_2)排出量の削減や資源・エネルギーの有効利用など総合的な地球温暖化防止対策に積極的に取り組むとともに,ごみの発生抑制とリサイクル,廃棄物の適正処理を推進します。

さらに,豊かな自然環境との調和を図りつつ,市民の自主的な環境保全の取組を支援することで,ひとりひとりがくらしに節度をもち,環境への負担の少ない持続可能なまち「環境共生型都市・京都」を実現します。

- 55 地球温暖化対策条例(仮称)の制定 新規
- 56 地域型グリーン購入ネットワークづくり 新規
- 57 環境共生企業・KES認証取得企業の拡大
- 5 8 全区役所・支所における ISO14001 の認証取得
- 59 エコドライブ推進者制度の創設 新規
- 60 市バス・公用車の低公害車・低燃費車の導入の促進
- 6.1 ごみ減量・リサイクルと分別の推進 新規
 - ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集全市拡大
 - ・廃食用油を利用したバイオディーゼル燃料化事業の推進
 - ・生きびん(リターナブルびん)等の拠点回収
 - ・コミュニティ回収制度の創設
 - ・総合環境情報誌「グリーンページ(仮称)」の作成
 - ・指定袋制導入に向けた基礎調査
 - ・缶・びん・ペットボトルの中間処理施設の整備
 - ・有害物・危険物の適正処理のあり方の検討
- 62 クリーンセンターの再整備
- 63 ごみ焼却灰溶融施設の整備
- 6 4 産業廃棄物適正処理の推進
- 65 省エネルギー型家電製品等の普及促進 新規
- 66 透水性舗装の推進
- 67 良好な水環境の実現を目的とした下水道施設の改善
 - ・下水中の窒素,リン,色等を除去する高度処理の推進
 - ・合流式下水道の改善
- 68 周辺地域総合下水処理対策の推進 新規
- 69 公共建築物の長寿命化に向けた取組の推進

2 災害に強く日々のくらしの場を安全にする

基本的方向

21 世紀前半は近畿内陸の活断層が活動期にあるといわれるなか,木造建築物や袋路の 多い京都のまちの特色に配慮するとともに,貴重な文化財を守るという歴史都市の課題 を踏まえ,地震などの大規模災害や火災への備えを充実します。

このため,都市の空間や建築物の防災機能を強化するなど,災害に強いまちづくりに 取り組むとともに,ひとりひとりが災害から身を守る知恵や工夫を日々のくらしのなか に生かす災害に強いひとづくり・組織づくりを進めます。

- 70 市民防災行動計画の策定と市民防災会議の創設 新規
 - ・市民防災行動計画の策定
 - ・市民防災会議の創設
- 7 1 危機管理体制の充実強化 新規
- 72 消防活動体制の充実 新規
 - ・伏見消防署の整備
 - ・下京消防署の整備
 - ・消防防災通信ネットワークの構築
 - ・消防活動総合センターの整備
 - ・消防団活動体制の充実
- 73 耐震型防火水槽をはじめとする防災水利の整備
- 7.4 救急活動体制の充実
 - ・救急救命士の養成やメディカルコントロール体制の充実
 - ・救急救助へリコプターの整備
- 75 文化財の防災対策の推進 新規
 - 自動火災通報体制の整備
 - ・文化財市民レスキュー体制の確立
 - ・地域の文化財を守る水利整備モデル事業の実施
- 76 地震に強い建築物・すまいづくり 新規
 - ・公共建築物の耐震改修の促進
 - ・木造住宅耐震診断士派遣事業の推進
 - ・建築物の耐震安全対策の推進
- 77 流域全体を見据えた治水対策の推進
 - ・河川改修工事
 - ・雨水幹線とポンプ場の建設
 - ・水共生プランによる雨水貯留・浸透対策の推進
- 78 水災対策支援システムの整備 新規
- 79 水道施設の管路情報管理システムの構築

3 日常生活における身近な安全や安心を確保する

基本的方向

日常生活における身近な安全や安心を確保するため,市民,事業者,警察その他関係機関と連携して,市民の自主的な防犯・事故防止活動の支援,犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりを進めるとともに,消費者被害を未然に防ぐための情報提供を行うなど,消費者が自立し安心してくらせるまちづくりを進めます。

- 80 「安心安全ネット戦略プラン(仮称)」の策定 新規
- 81 地域の安心安全ネットワーク形成事業の実施 新規
- 82 子どもたちの地域安全支援ネットワークづくり 新規
- 83 交通安全対策の推進
- 8.4 市民が安心して消費生活をおくるための体制づくり
 - ・京都市消費者保護条例の抜本的改正
 - ・消費者啓発,消費者相談,消費者教育の充実
- 85 生活安全に関する情報提供や啓発活動の推進
- 86 京(みやこ)・地域福祉推進プランの推進(28再掲) 新規

4 歩いて楽しいまちをつくる

基本的方向

歩いて楽しい「歩くまち・京都」の実現をめざします。「歩くまち・京都」とは,歴 史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち,だれもが歩きたくなるような安 全・快適な交通環境が整ったまち,生活目的が身近な地域で歩いて果たせるまち,また, 来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちです。

このようなまちをつくるため,美しい町並み景観の形成など歩くまちの魅力を高める 取組を進めるとともに,自動車流入の抑制や安全な自転車利用の促進等,のびのびと歩 けるための条件を整備し,環境への負担の少ないまちづくりをめざします。

- 87 自然・歴史的な景観保全の推進(100・141 再掲)
- 88 町並み景観の保全・再生・創造の推進(101・142再掲) 新規
 - ・景観法に規定する制度の検討・活用
 - ・職住共存地区における美観地区の指定の拡大
 - ・本願寺・東寺界わい景観整備地区(仮称)の指定
 - ・重要伝統的建造物群保存地区の指定の拡大
- 89 京町家の保全・再生の促進(143 再掲)
 - ・「街なみ環境整備事業」の推進
 - ・京町家ネットワークの推進
 - ・京町家の保全・再生を可能とする方策の検討
- 90 京町家再生賃貸住宅制度の創設・運用(12・144再掲) 新規
- 91 にぎわいのある御池シンボルロードづくりの推進 新規
 - ・御池沿道関係者協議会への取組支援
 - ・カフェテラスの営業規制緩和
- 92 駅等の交通バリアフリー化の推進
 - ・交通バリアフリー基本構想の策定
 - ・基本構想に基づく駅周辺道路のバリアフリー化推進
- 93 市バス・地下鉄のバリアフリー化の促進
 - ・ノンステップバスの導入
 - ・交通バリアフリー法に基づく地下鉄車両の整備
- 94 公共建築物のバリアフリー化の推進(11再掲)
- 95 市バスの利便性向上と利用促進
 - ・路線・ダイヤの改善
 - ・定時性の確保
- 96 軽量軌道公共交通機関(LRT)などの新しい公共交通のあり方の検討(163再掲)
- 9 7 観光地や都心などにおけるパーク・アンド・ライドなど交通需要管理施策(TDM 施策)の推進(164 再掲)
- 98 自転車利用環境の整備
 - ・自転車等駐車場の整備
 - ・放置自転車対策の強化

- 第2章 華やぎのあるまち
- 第1節 魅力あふれるまち
- 1 美しいまちをつくる

基本的方向

京都が魅力あふれる美しいまちであり続けるため,規制の強化のみによるのではなく,住民みずからが取り組む活動に対する支援を行うなど,まちの美化を進めるとともに,地域の個性や自然・歴史的な条件を十分に考慮して,景観や緑地の保全と向上に努めます。

このようにして,自然・歴史的な風土と調和したまちを保全・再生するとともに,京都の華やぎを後世に伝える新しい景観を創造するための取組を進めます。

- 99 国家戦略としての京都創生の実現をめざす取組
- 100 自然・歴史的な景観保全の推進(87・141 再掲)
- 101 町並み景観の保全・再生・創造の推進(88・142再掲) 新規
 - ・景観法に規定する制度の検討・活用
 - ・職住共存地区における美観地区の指定の拡大
 - ・本願寺・東寺界わい景観整備地区(仮称)の指定
 - ・重要伝統的建造物群保存地区の指定の拡大
- 102 「借景」の現状調査の実施 新規
- 103 電線類地中化の推進
- 104 堀川の水辺環境の整備
- 105 公園整備の計画的推進
 - ・宝が池「新・子どもの楽園」の整備
 - ・街区公園の計画的な整備とイマジカ跡地基本調査
 - ・桂川防災緑地公園の整備
 - ・淀城跡公園の再整備
- 106 保存樹の拡充をはじめとした緑化の推進 新規
 - ・屋上緑化推進制度の創設
 - ・緑被率調査の実施
 - ・市民に親しまれる保存樹の拡充
 - ・街路における緑化の推進
- 107 まちの美化の推進 新規
 - ・「京・華やぎ隊」をはじめとする市民,事業者の協働によるまちの美化の推進
 - ・放置自転車対策の強化
 - ・違反広告物撤去のための市民ボランティア組織の設立

2 成熟した文化が実現する

基本的方向

芸術文化振興の拠点として設置した「京都芸術センター」を中心に,芸術文化の新たな担い手を育成し,市民文化の振興を図るとともに,多彩な芸術文化交流を推進するなど,文化の創造・発信に向けた総合的な取組を進めます。

さらに,京都のまちを構成する主要な要素である文化財の保護に努めるとともに,市民が文化・芸術の豊かさを享受することができるよう積極的な取組を進め,観光や産業分野との連携を一層強めることにより,国内外の文化交流の中心地である文化首都をめざします。

- 108 京都市文化芸術振興条例(仮称)の制定 新規
- 109 芸術文化活動の振興 新規
 - ・文化ボランティアの育成,市民文化活動の支援や情報提供などの取組の推進
 - ・京都文化祭典の開催
- 110 京都国際マンガミュージアム(仮称)の開設,支援(121再掲) 新規
- 111 文化財の調査・活用とその魅力を発信する情報ネットワークの構築 新規
 - ・近代和風建築の調査
 - ・文化財保存体験教室の実施
 - ・文化財情報ネットワークの構築
- 1 1 2 世界遺産登録 10 周年記念事業の実施 新規
- 113 京都会館の再整備構想の策定 新規
- 114 京響創立50周年記念事業等の実施 新規

3 国内外との多彩な交流を行う

基本的方向

京都が培ってきた伝統や文化を生かしながら、世界との自由な交流により平和を希求しつつ、新たな文化を創造する文化首都であり続けるため、姉妹都市交流や留学生交流など市民ひとりひとりが主役として活躍する多彩な国際交流活動やそれを支えるまちづくりを進めるとともに、地球規模の問題や歴史都市としての共通の課題の解決のため、京都の特性を生かした国際協力を推進します。

また,近隣自治体などとの地域間交流を進めることにより,市域を越えた連携による都市活力の増進を図ります。

- 115 歴史都市の発展に向けた国際交流の推進
- 116 姉妹都市との多彩な国際交流の推進
- 117 外国籍市民等が安心して医療を受けるための通訳派遣(8再掲)

<関連項目>

外国人観光誘客の一層の推進

4 生涯にわたってみずからを磨き高める

基本的方向

京都は神社仏閣,大学・研究機関,匠の技や伝統文化・伝統芸能など豊富な学習資源に恵まれており,この特性を生かし,市民はもとより国内外の生涯学習ニーズにもこたえる創造的な学びの機会・場・しくみづくりを進めます。

また,地蔵盆をはじめ京都ならではの行催事の活用などにより,地域のなかで世代を 越えてともに楽しみながら学び,学習の成果を分かち合い,学習の輪を広げます。

- 118 右京中央図書館(仮称)の整備 新規
- 119 全地域図書館における夜間開館の実施
- 120 「学校ふれあいサロン」活用と「学校コミュニティプラザ」の整備による生涯学習の振興
- 121 京都国際マンガミュージアム(仮称)の開設,支援(110再掲) 新規

第2節 活力あふれるまち

1 産業連関都市として独自の産業システムをもつ

基本的方向

伝統産業から先端技術産業まで,農林業から観光産業,サービス産業まで,高品質・ 長寿命で付加価値の高いものづくりのわざや高度な情報技術,さらには洗練されたデザインや斬新な企画力をもつ京都独自の産業システムを構築し,さまざまな産業が互いの 技術にも企業文化にも厚い信頼を置き,相互にきめ細かく支え合う「産業連関都市」を めざします。

また,都市づくりの目標と整合した商業集積の形成を実現し,地域に密着した商業の振興を図るとともに,市民の健康と豊かな食生活を維持するため,流通体制の整備を進めます。

- 122 中小企業の経営強化への支援 新規
 - ・中小企業支援センターを拠点とした支援事業の推進
 - ・中小企業活性化サポートチームの派遣等やコミュニティビジネスへの支援
- 123 産学公の連携による新産業創出への支援 新規
 - ・桂イノベーションパーク構想の推進
 - ・多彩なベンチャー・第二創業の育成支援
 - ・新規成長分野への支援と産学公の連携促進
 - ・産業科学技術振興計画の策定
- 124 産業立地促進対策事業の推進
- 125 雇用創出特別対策の継続,推進
- 126 産業技術研究所の立地的統合 新規
- 127 伝統産業活性化条例(仮称)の制定 新規
- 128 「おいでやす京の商い~京都市商業ビジョン2004~」の推進
- 129 「京都市(伏見地区)中心市街地活性化基本計画」の推進(No152 再掲)
- 130 中央卸売市場の整備による安心・安全な食づくりと情報発信
- 131 市民に身近で環境にやさしい都市型農林業の展開
 - ・京の旬野菜推奨事業など環境に優しい農業の振興
 - ・観光農村育成事業の推進
 - ・「絆の里山整備事業」など林業の活性化

2 魅力ある観光を創造する

基本的方向

観光は,経済の活性化はもとより,文化力の向上や国際交流の推進,魅力あるまちづくりなどにも大きく貢献するものです。

このため,京都ならではの観光資源の発掘や創出,幅広い世代のそれぞれのニーズに応じたきめ細かい情報発信,国内外からの観光客やコンベンションの誘致活動の強化,観光客を温かくもてなすしくみづくりを行います。さらに,市民,事業者,社寺・文化施設・大学等を含めたネットワークづくりなどにより,21世紀の京都を牽引する観光を創造します。

- 132 外国人観光誘客の一層の推進 新規
 - ・国際観光おこしやす都市宣言
 - ・外国人観光誘客 5 大重点市場への海外情報拠点の設置
 - ・案内標識等の外国語併記化の推進
 - ・観光情報ホームページの多言語による発信
- 133 滞在型京都観光の促進 新規
 - ・歩いて楽しむ界わい観光の推進(モデルゾーンの設定)
 - ・体験プログラムの開発,提供
- 134 宇多野ユースホステルの再整備
- 135 京都を挙げた観光振興の組織づくり 新規
- 136 新しい観光資源の創出

3 大学の集積・交流が新たな活力を生み出す

基本的方向

国公私立を合わせて 37 の大学・短期大学を中核とする高度で豊富な学術研究機能は京都の優れた都市特性であり,人口の約1割に相当する学生や教員,研究者等の多彩な人材,あらゆる分野の「知」の集積は,活力あるまちづくりに欠かせないものです。

この個性豊かな大学の集積を維持・発展させるとともに,地域社会との交流や産業界との連携を深め,魅力に満ちた「大学のまち・京都」を推進します。

- 137 キャンパスプラザ京都を核とした事業の充実 新規
 - ・大学連携型コミュニティーカレッジ創設
 - ・大学院等共同サテライト拠点の展開
- 138 大学と地域の連携・交流の推進 新規
- 4 若者が集い能力を発揮する

基本的方向

京都が培ってきた「たくみ」,「こころみ」,「きわめ」などの奥深い文化の魅力を さらに高めることにより,全国,世界から若者が集い,いきいきと学び,働き,くらす ことができるまちづくりを進めます。

- 139 伏見青少年活動センターの整備
- 140 若者の意見を市政やまちづくりに生かす場づくり

第3節 市民のくらしとまちを支える基盤づくり

1 個性と魅力あるまちづくり

基本的方向

まちづくりの方向を「保全・再生・創造」の3つの大きな概念で捉え,各種の都市計画制度を活用しながら,市民が快適に安心して生活でき,かつ,多彩で個性的な機能をもつ魅力あるまちをつくります。

そのため,広く市民と情報を共有し,京都独自のきめ細かなまちづくりのしくみを整えながら,それぞれの地域において,市民との協働により,地域に根ざしたまちづくりを進めます。永い歴史のなかで受け継いできた自然・歴史的資源に恵まれた地域においては,その個性を保全・再生し,新たな都市の活力を担う市南部においては,積極的に都市機能を充実し,都市全体の魅力と活力を高めます。

- 141 自然・歴史的な景観保全の推進(87・100再掲)
- 142 町並み景観の保全・再生・創造の推進(88・101再掲) 新規
 - ・景観法に規定する制度の検討・活用
 - ・職住共存地区における美観地区の指定の拡大
 - ・本願寺・東寺界わい景観整備地区(仮称)の指定
 - ・重要伝統的建造物群保存地区の指定の拡大
- 143 京町家の保全・再生の促進(89再掲)
 - ・「街なみ環境整備事業」の推進
 - ・京町家ネットワークの推進
 - ・京町家の保全・再生を可能とする方策の検討
- 144 京町家再生賃貸住宅制度の創設・運用(12・90再掲) 新規
- 145 住民主体のパートナーシップの取組によるまちづくりの推進
 - ・職住共存地区における地域協働型地区計画の策定
 - ・住民主体のまちづくり活動の支援
- 146 地下鉄東西線天神川駅周辺整備事業の推進
 - ・土地区画整理事業による道路等の公共施設の整備
 - ・市街地再開発事業によるにぎわい空間の創出
- 147 二条駅周辺整備事業の推進
- 148 高度集積地区の産業支援等複合施設整備基本計画の策定
- 149 高度集積地区における油小路通の整備(158 再掲)
- 150 キリンビール工場跡地への優良民間プロジェクトの誘導
- 151 京都駅南口周辺地区のまちづくり計画の推進
- 152 「京都市(伏見地区)中心市街地活性化基本計画」の推進(No129 再掲)
- 153 地域水道整備計画の完了に向けた事業促進
- 154 「水垂地区における基盤整備のための構想」の推進
- 155 大岩街道周辺地域の良好な環境の育成

2 多様な都市活動を支える交通基盤づくり

基本的方向

ひとやものの円滑な流れを支える,安全・快適で環境に負担の少ない総合的な交通体系を構築し,市民生活の向上,都市活動の活性化を促します。

このため,公共交通の優先を基本にした,だれもが歩きたくなる「歩くまち・京都」の考え方を踏まえ,交通需要管理施策(TDM施策)をはじめとして,社会経済動向の変化に応じた新たな交通政策の検討などに取り組みながら,地下鉄や道路等の整備を進めます。

156 道路網の整備

- ・国道9号西立体交差事業(千代原口地区)の推進
- ・国道162号の整備(川東工区)
- ・国道477号の整備(大布施拡幅)
- ・京都広河原美山線(野中,二ノ瀬,鞍馬バイパス)の整備
- ・府道大山崎大枝線(都市計画道路沓掛上羽線)の整備(第1工区)
- ・宝が池通の整備(狐坂)
- ・葛野大路 (三条通~御池通)の整備
- ・幡枝葵森線(府道京都広河原美山線~岩倉上賀茂線)の整備
- ・久世北茶屋線(JR東海道本線立体交差部)の整備
- ・向日町上鳥羽線(国道171号~吉祥院下鳥羽線)の整備
- ・久世梅津北野線(桂川右岸~四条通)の整備
- ・西小路通 (阪急立体交差)の整備
- 157 自動車専用道路網の整備促進
 - 京都高速道路新十条通の整備促進
 - ・京都高速道路油小路線の整備促進
 - ・京都第二外環状道路の整備促進
- 158 高度集積地区における油小路通の整備(149 再掲)
- 159 第二久世橋(仮称)の建設
- 160 地下鉄の整備
 - ・東西線 (六地蔵 ~ 醍醐) の建設
 - ・東西線(二条~天神川)の建設
- 161 鉄道の複線高架化の促進
 - JR山陰本線(花園~嵯峨嵐山間,京都~二条間)の複線高架化の促進
 - ・京阪本線淀駅付近の高架化の促進
 - ・阪急京都線(桂駅南側~東向日駅北側)の高架化の促進
- 162 JR 東海道本線新駅(西大路~向日町間)の整備
- 163 軽量軌道公共交通機関(LRT)などの新しい公共交通のあり方の検討(96再 掲)
- 1 6 4 観光地や都心などにおけるパーク・アンド・ライドなど交通需要管理施策 (TD M施策)の推進 (97 再掲)

3 高度情報通信社会に対応できる基盤づくり

基本的方向

世界的規模で急速に進展し続ける情報通信技術(IT)革命は,経済をはじめ社会の構造を根底から変革しています。このような背景の下,高度情報通信社会への円滑な移行を促進するとともに,その経済的,社会的,文化的な利益を,市民,団体,企業があまねく享受できるしくみづくりに取り組みます。

- 165 行政業務情報化の推進
 - ・財務会計システムの構築
 - ・文書管理システムの構築
- 166 全局・区ホームページの充実(168 再掲) 新規
- 167 市政情報総合案内コールセンターの設置(169 再掲) 新規

<関連項目>

全市立学校普通教室等へのパソコンの配備と校内 L A Nシステムの整備

観光情報ホームページの多言語による発信 水道施設の管路情報管理システムの構築

第3章 市民との厚い信頼関係の構築をめざして

第1節 情報を市民と共有する

基本的方向

市民との厚い信頼関係構築のための前提として,市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに,市民との対話を通じ市民の意見・提案やニーズを的確に把握し,市政にかかわる情報を市民と共有します。

- 168 全局・区ホームページの充実(166再掲) 新規
- 169 市政情報総合案内コールセンターの設置(167再掲) 新規
- 170 個人情報保護条例の改正と適正な制度運用

第2節 市民の知恵や創造性を生かした政策を形成する

基本的方向

市民の多様なニーズに的確に対応した質の高い行政サービスの効率的な提供を図っていくため、代表民主制度を補完する、さまざまな段階での広範な市民参加の下に、多彩な市民の知恵や創造性を生かした政策形成を行います。

- 171 審議会等の公開
- 172 市政への市民参加の推進
 - ・ワークショップ事業の拡充
 - ・電子会議室の設置
- 173 保険料・保育料・市営住宅家賃の徴収率向上
 - ・国民健康保険料徴収率の向上
 - ・保育料徴収率の向上
 - ・介護保険料徴収率の向上
 - ・市営住宅家賃徴収率の向上
- 174 市債の効果的な活用
 - ・市民参加型ミニ市場公募債「京都浪漫(ロマン)債」の積極的な活用
 - ・市債発行の適切な管理によるプライマリーバランスの均衡堅持
- 175 個性ある政策を展開していくための税財政力の強化
 - ・市税の軽減措置の見直しや課税自主権の活用の検討
 - ・国等からの税源移譲等による税財政力の強化
 - ・市税徴収率の向上
- 176 新しい大都市制度への積極的提言

第3節 市民とともに政策を実施する

基本的方向

環境,高齢者介護,子育て支援,防災,まちづくりなど広範な領域における市民の自発的活動への支援等を行い,市民との適切な役割分担を図りつつ,協働して政策を実施します。

- 177 市民の自主的な活動の支援 新規
 - ・地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援
 - ・市民活動総合センターの活動拡大
- 178 限られた行財政資源の効果的な活用
 - ・新たな都市経営のしくみの構築
 - ・民間活力導入の推進
 - ・行政評価を活用した事務事業の見直し
 - ・職員数の適正化
- 179 交通事業の経営健全化
 - ・交通事業ルネッサンスプラン及びアクションプログラムの推進
 - ・管理の受委託の拡大
- 180 上下水道事業の経営健全化
- 181 外郭団体の改革の推進
 - ・整理統合の推進
 - ・人的,財政的関与の見直し
- 182 入札制度改善の推進 新規
 - ・電子入札の実施
 - ・価格以外の環境なども評価する「政策入札」の導入
- 183 組織内分権の推進
- 184 職員の意識改革と信賞必罰の徹底
- 185 市役所の制度・しくみや仕事の仕方を改革・改善する「プラス・アクション 21」 の推進

第4節 市民とともに政策を評価して市政運営に生かす

基本的方向

行政活動の基礎的な単位となる個々の具体的「事務事業」だけでなく,これらの「事務事業」を包括した基本的方針を示す「政策」そのものについても,市民とともに評価を行うことのできるしくみを整え,評価から得られた成果を「政策」や「事務事業」の見直しと新たな形成につなげます。

- 186 行政評価システムの充実
 - ・政策評価制度の充実
 - ・事務事業評価制度の充実
- 187 公共事業の透明性・効率性の確保
 - ・公共工事のコスト縮減
 - ・公共事業評価の推進

第5節 個性を生かした魅力ある地域づくりを進める

基本的方向

地方分権の大きな流れのなか、福祉や防災、環境など市民に身近な地域の問題は、できる限り地域の独自性を生かしつつ意思決定を行うことが必要です。

このため,「各区基本計画」の策定過程で得たさまざまなノウハウやネットワークなどを生かし,各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの拠点としての区役所機能の強化を図り,きめ細かな行政サービスの提供に努めます。

また,市民に親しまれる総合行政機関としての役割を強化するため,区役所の総合庁 舎化を進めるとともに,新市庁舎の整備に向けた取組を進めます。

- 188 地域における総合行政機関としての区役所機能の充実 新規
 - ・区民の声を市政に反映するための取組
 - ・区民の目線に立ったサービスの改革のための取組
 - ・市民に親しまれる区役所・支所の呼称公募の実施
 - ・コンシェルジュ(総合案内人)の配置
- 189 区役所の総合庁舎化の推進
 - ・右京区総合庁舎の整備
 - ・伏見区総合庁舎(伏見青少年活動センターを併設)の整備
 - ・その他の総合庁舎の整備に向けた取組の推進
- 190 京北町との合併の推進